

島労雇均発 1209 第1号
令和6年12月9日

各団体代表者 殿

島根労働局雇用環境・均等室長



「職場のハラスメント撲滅月間」の実施について（周知協力依頼）

平素より労働行政の推進につきまして、格別の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

職場におけるハラスメントについては、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法により、それぞれセクシュアルハラスメントと妊娠・出産等ハラスメント、育児・介護休業等ハラスメント、パワーハラスメントについて、各ハラスメントの防止対策が事業主に義務付けられています。

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため集中的な広報を実施しております。

島根労働局では、労働者、事業主等からの職場におけるハラスメント（パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業・介護休業等ハラスメント等）に関する相談、取引先や顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）に関する相談、就職活動中の学生や求職者からのセクシュアルハラスメントに関する相談に対応しています。

つきましては、職場におけるハラスメントに関する相談があった場合には、当局を教示いただきますようお願いいたします。（パワーハラスメントについては、各労働基準監督署総合労働相談コーナーでも相談に対応しています。）

なお、厚生労働省では、ハラスメント防止対策の取組の参考としていただけるようパンフレットや研修動画などを提供しています。詳細はポータルサイト「あかるい職場応援団」をご覧ください。（<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>）

[別添]

- ・「ハラスメント相談窓口を設置しています！チラシ」
- ・「職場のハラスメント対策リーフレット」
- ・「カスタマーハラスメント対策リーフレット」
- ・「就活ハラスメント対策リーフレット」

【問い合わせ先】

島根労働局雇用環境・均等室 担当 肥後
松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階
TEL 0852-31-1161